

**高知県GAP推進の手引き**  
—高知県版GAP手法導入マニュアル—  
(第3版)

平成29年3月  
高知県農業振興部

はじめに	2
① GAPの概要	3
② GAP手法の導入手順	7
③ 実践から点検、見直しまで	10
取り組み例	11
④ GAPの実践	12
1) 食品安全・品質の保持保証・産地の信頼維持を主な目的とする取り組み	12
2) 環境保全を主な目的とする取り組み	16
3) 労働安全を主な目的とする取り組み	19
4) 農業生産工程管理の全般にかかる取り組み	22

# はじめに

近年、輸入野菜の残留農薬問題、食品偽装事件などを背景に、食の安全・安心への関心が一層高まっており、農産物の適切な管理による安全性の確保が強く要請されています。

一方、農業はもともと環境と調和した産業と捉えられていましたが、生産活動の内容によっては環境に悪影響を及ぼすこともあり、環境保全への取り組みは今後の農業生産に対する理解と支持を得るために欠かせないものとなっています。

加えて、個々の農業者が安定した農業経営を維持していくためには、労働安全を確保した「作業者にやさしい農業」の実践も必要です。

上記の取り組みをすすめるためには、農業者・農業関係者が、農業の生産現場に必要な関係法令やルールを遵守しながら生産活動を実施していくことが重要です。このための有効な手段として、GAPの有効性が注目されています。

GAP(Good Agricultural Practice)は直訳すると「良い農業の実践」という意味で、関係法令や科学的知見に基づき、農業生産活動に潜むさまざまなリスクの発現を未然に防止する改善活動です。

高知県では、平成19年度に「高知県版GAP(こうち環境・安全・安心点検システム)」を策定し、産業振興計画の中にもGAP推進を位置づけ、普及拡大に向けて取り組んできました。この結果、野菜・果樹の主要品目においては、平成27年度末時点で、8割近くの農業者がGAP実践を行うまでに普及しています。

なお、これまで「高知県版GAP」は産地に広く実践していただくことを狙いとしていたため、比較的容易に取り組める内容としてきましたが、流通情勢の変化など、今後想定される高知県農産物を取り巻く新たな課題への対応を想定し、農林水産省策定「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(平成22年4月)」に準拠した内容のGAP基準書を平成29年3月に追加するとともに、従前の「高知県版GAP手法導入マニュアル」を「高知県GAP推進の手引き」としてリニューアルしました。

今後も「高知県版GAP」を活用して農業生産活動の改善を継続し、信頼される「選ばれる産地」づくりにつなげていきましょう。

平成29年3月 高知県農業振興部環境農業推進課

## (1) GAPとは

「Good Agricultural Practice」の略で、農業由来の健康被害・環境破壊のリスク(危険度)削減対策として欧州で発展した農場管理活動です。我が国では「農業生産工程管理」と訳されており、農産物の生産・出荷段階で発生する食品事故等の問題を、未然に防ぐ手法として導入されました。

農業生産活動における各段階で、「食品安全」「環境保全」「労働安全」に関する危害要因について分析し、今実施している農作業が適正であるかを確認・記録し、改善に役立てていく取り組みを指しています。

## (2) 高知県版GAP「こうち環境・安全・安心点検システム」について

高知県農産物の信頼性を向上させ、「選ばれる産地」につなげることを目標に、高知県で策定したGAPです。

### ア 入門編（平成19年度～）

#### ①こうち環境・安全・安心点検シート（農業者用・集出荷場用）

地域で初めてGAP手法を導入する際のひな型として、農業者と集出荷場が取り組みやすい内容に点検項目をまとめたものです。

内容は、「農業による環境負荷の低減」と「農産物事故の発生ゼロ」を大きな目的として「農業環境規範(\*1)」「食品安全GAP(\*2)」の項目を盛り込んでおり、「基礎GAP(\*3)」の内容に準拠したものとしています。

- \*1 農業環境規範(H17農林水産省策定)  
環境保全型農業実践のために必要な農場管理のポイントをまとめたもの。
- \*2 食品安全GAP(H17農林水産省策定)  
食品事故防止に必要な農場管理のポイントをまとめたもの。
- \*3 基礎GAP(H19農林水産省策定・当初は「入門GAP」の呼称)  
食品安全GAPをベースに農業環境規範の内容を合わせたもの。

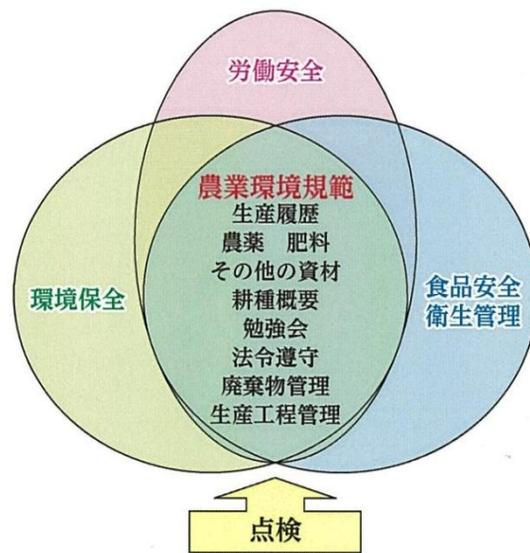
### イ 国ガイドライン準拠編（平成28年度～）

#### ①高知県版GAP基準書(ガイドライン準拠)

農林水産省が策定した「農業生産工程管理の共通基盤に関するガイドライン」の内容に準拠した内容でまとめたものです。

#### ②集出荷場GAP(ガイドライン準拠)確認シート・チェックシート

①の基準書をもとに、JA集出荷場で点検する際のひな型として、点検項目と点検シートを作成したものです。



**産地自らが、食品の安全、環境保全型農業、労働安全を達成するために!**

## 【参考・GAP認証制度について】

農業者が適正にGAPを実践していることを、認証機関(民間団体・地方自治体等)がGAP基準と照らし合わせて(GAP基準は各認証制度により異なる)確認を行い、一定期間認証する仕組みがGAP認証制度です。

農産物の信頼性を証明する手段として、主に流通の場面で活用される場面が増加していることから、近年注目されています。

国内で認知度の高い認証制度としては、「GLOBALG.A.P.」「JGAP」があります。

### ○GLOBALG.A.P. (G-GAP)

食品安全、環境配慮、働く人の安全への消費者の懸念の増大を背景に、欧州諸国の小売業者が主体となって1997年に立ち上げた民間認証制度。設立当初はユーレップGAPの名称であったが、2007年から現在の名称に変更した。

ドイツの非営利団体FoodPLUSが運営。世界規模の市場に通用するGAP認証制度として認知されている。

### ○JGAP

欧州に倣い、国内で平成17年度に策定された民間認証制度。(一社)日本GAP協会が運営。「JGAP Advance」「JGAP Basic」の二種類がある。

上記のGAP認証制度は、管理すべき項目数が多い、審査が厳格である、費用負担が発生する、などの理由から、農業者にとってハードルが高いものと捉えられがちです。

しかし、GAP取組の基本的な流れについては、各認証制度で求められる内容と農林水産省「農業生産工程管理の共通基盤に関するガイドライン」の内容の間に大きな違いはありません。

まず高知県版GAPから始め、各項目を着実に実践できるようステップアップしていけば、GAP認証制度で求められる内容に対応できる下地づくりができていきます。すなわち、GLOBALG.A.P.等の認証取得を目指す必要が生じた際も、スムーズに対応できるようになるのです。



## ②工程管理

農産物の安全性を確認する方法には、「工程管理」と「結果管理」があります。

残留農薬分析のように収穫物を検査する方法は「結果管理」といわれ、生産履歴記帳のような農作業の各工程を記録・点検する方法は「工程管理」といわれます。

GAPIは「工程管理」にあたり、記録・点検を通じ事前のリスク対策を行うことで、より安全性確保に向けた取組をレベルアップさせていくことができます。

### 結果管理

収穫物を  
検査する



- 全ての農産物は検査できません。
- 農薬(約500種類)の検査だけでも、多額の費用と時間がかかります。

### 工程管理

作業の各工程を  
記録・点検する



- 点検項目にしっかり取り組むことで、安全な農産物が生産できます。
- 記録を残せば、消費者・食品事業者への説明や問題が起こったときの原因究明に役立ちます。
- 費用があまりかかりません。

## (1) 導入の流れ

GAP手法を導入し、実践するまでの手順は①～⑤のような流れになります。

これらの手順は、点検シートの作成前(「Plan」の際)に行い、GAP手法の実践までに農業生産活動の生産工程、危害要因、法的要求事項等を整理しておくようにします。

なお、初めてGAPに取り組む際に全てを一から策定するのは負担が大きいため、「こうち環境・安全・安心点検シート」や、「高知県版GAP基準書」の活用をおすすめします。

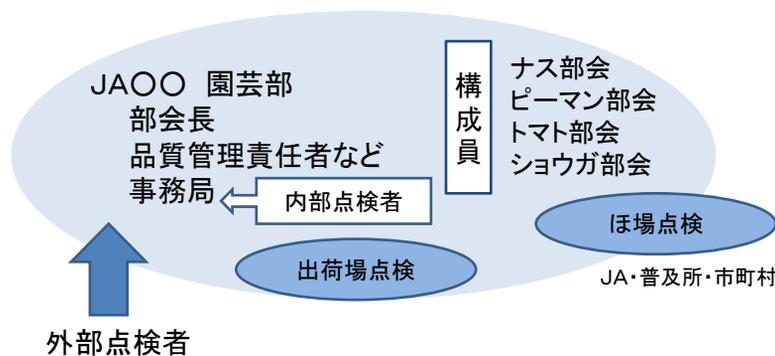
### ①体制づくり

まずは組織内で必要なルールを分かりやすく文書化しておきます。

次に、GAP手法導入のためのチームの編成を行います。チームのメンバーは、GAPを導入する主体(農業者、集出荷場、直販所など)の状況や、導入の目的により変わりますが、生産工程の実情を把握し専門的知見を有する者をアドバイザーとしてチームに加えておくとよいでしょう。既存の体制を活かし、組織の実情に合わせた役割分担を決めておきます。

なお、生産者が主体的に取り組むことを意識した体制とすることが重要です。

JA生産部会の場合は、生産部会役員・JA職員(営農指導員、販売担当者、集出荷場担当者)・普及指導員といった関係者で組織するのが良いでしょう。



GAPの実践体制(例)

### ②合意形成・研修(GAPを実践する主体(産地・部会・農業者)の目標づくり)

GAPに取り組むためには、「なぜGAPに取り組むのか?」「めざす生産活動のあり方とは?」といった目的・目標を明確にし、共通認識を持つことが重要です。

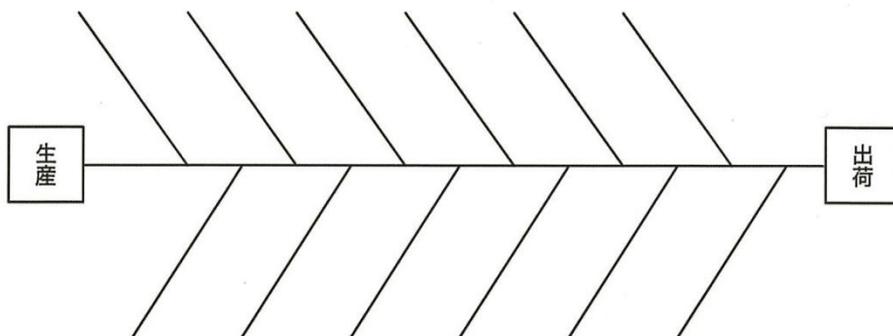
GAPを具体的な項目として導入チームの活動目的・目標に位置づけ、活動計画に盛り込みましょう。

そのために、GAPの基本理念・知識に対する理解を深めるための勉強会も重要です。また、先進地の事例を学ぶ、GAPを巡る情勢を知る、など積極的な情報収集に努めましょう。

### ③生産工程特性要因図(魚の骨)の作成

まず導入しようとする地域や品目、集出荷場の実状に合った通称「魚の骨」と呼ばれる生産工程特性要因図を作成します。

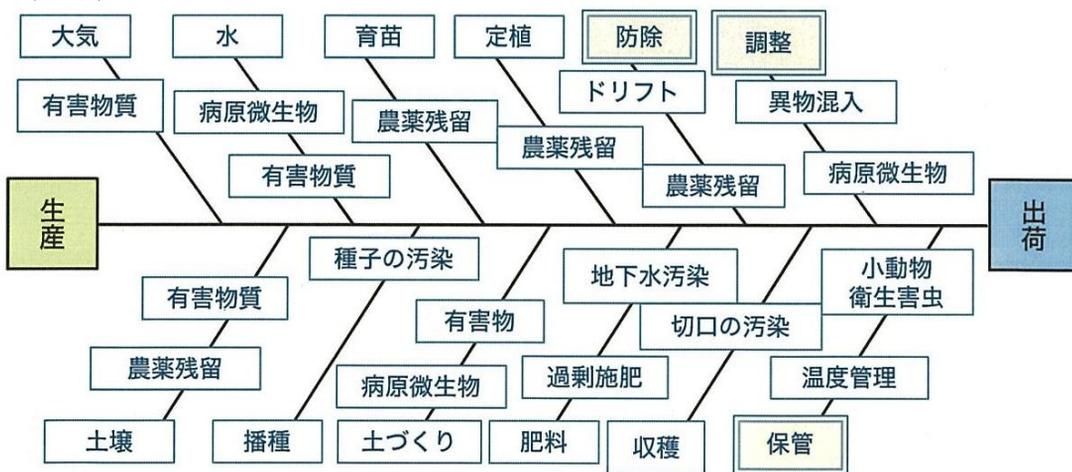
下図のような空白の「大骨」を前に、チーム全員でどのような生産工程があるか意見を出します。



次に、各生産工程においてどのような危害要因・環境があるか、意見を出し合い、「骨」の内側に並べていきます。最後に作業工程の順番や危害要因の整理を行います。特に重要な危害要因や作業工程については重点的に取り組めるよう、「しるし」をつけて区別しましょう。

なお、各生産工程の危害要因分析の際には、高知県版GAP基準書や、P11からの「4 GAPの実践内容」も参照してください。

### (例)



#### ④重要な危害要因の管理手順の作成

生産工程の整理と危害要因、法的要求事項等の確認ができれば、重要な危害要因についてどのような管理をすればよいか、具体的な手順を考えていきます。5W1H(誰が、いつ、何を、どこで、どんな目的で、どのように)を心がけましょう。

項目	内容
生産工程名	防除
危害要因	出荷物への基準値以上の農薬の残留
発生要因	農薬の誤使用、周辺ほ場からのドリフト
管理方法	農薬購入時及び使用時の登録内容の確認・記帳、周辺農家との調整
管理者	高知 太郎
頻度	農薬購入時、農薬使用前後
確認方法	農薬販売時の登録内容の指導・記録、農薬使用履歴の回収と確認
確認者	J A〇〇 △△担当 土佐 次郎
頻度	農薬販売時、出荷前
記録の保管場所	J A〇〇 ◇◇集出荷場
管理者	J A〇〇 ▲▲課 黒潮 三郎

#### ⑤点検シートの作成

重要な危害要因については管理手順を元に点検シートを作成します。また、その他の危害要因についても、その生産工程における管理方法を整理し、点検シートに入れていきます。

点検シートの様式や決まりは特にありませんので、地域で使いやすい形になるよう、チーム内で検討してください。点検シートへの記入の時期・頻度(作毎、1回/月など)は、シートの項目や目的に合わせて設定します。なお作業中や点検時に気がついたことなどは見直しを行う際の重要な手がかりとなるので、自由に記入できる欄を設けてください。

### (1) 管理手順及び点検シートに沿った実践と自己点検

実践者（農業者、集出荷場、直販所などの工程担当者）は作成した管理手順や点検シートに基づき、作業と点検を実践し、忘れずに作業日誌や記録用紙に記録を残します。記録には、氏名、記録日の他、作業時に気がついたことなどを記入します。

点検シートにチェックを入れることが目的ではありません。実践できなかった（しなかった）点検項目については、その理由を記載してください。後で作業手順や点検シートの見直しの材料になります。

一連の作業のなかで、生産工程について気がついたこと、反省点、問題点などを記入します。

### (2) 効果の検証と管理手順及び点検シートの見直し

取り組み目標に応じた頻度で、部会事務局等を中心に、作成した点検シート等が活用されているか、実践現場の巡回や点検シートの回収を行い、より効果的な取り組みになるよう改善点を検討します。ここで、生産者以外からの点検（内部点検）を実施することにより実践の確認ができます。また、第三者等による外部点検の導入により、一連の取り組みの信頼性が高まります。生産部会や勉強会の中で、実践者（工程担当者）との意見交換も行います。特に、実践できなかった項目については、具体的な要因の特定が必要です。

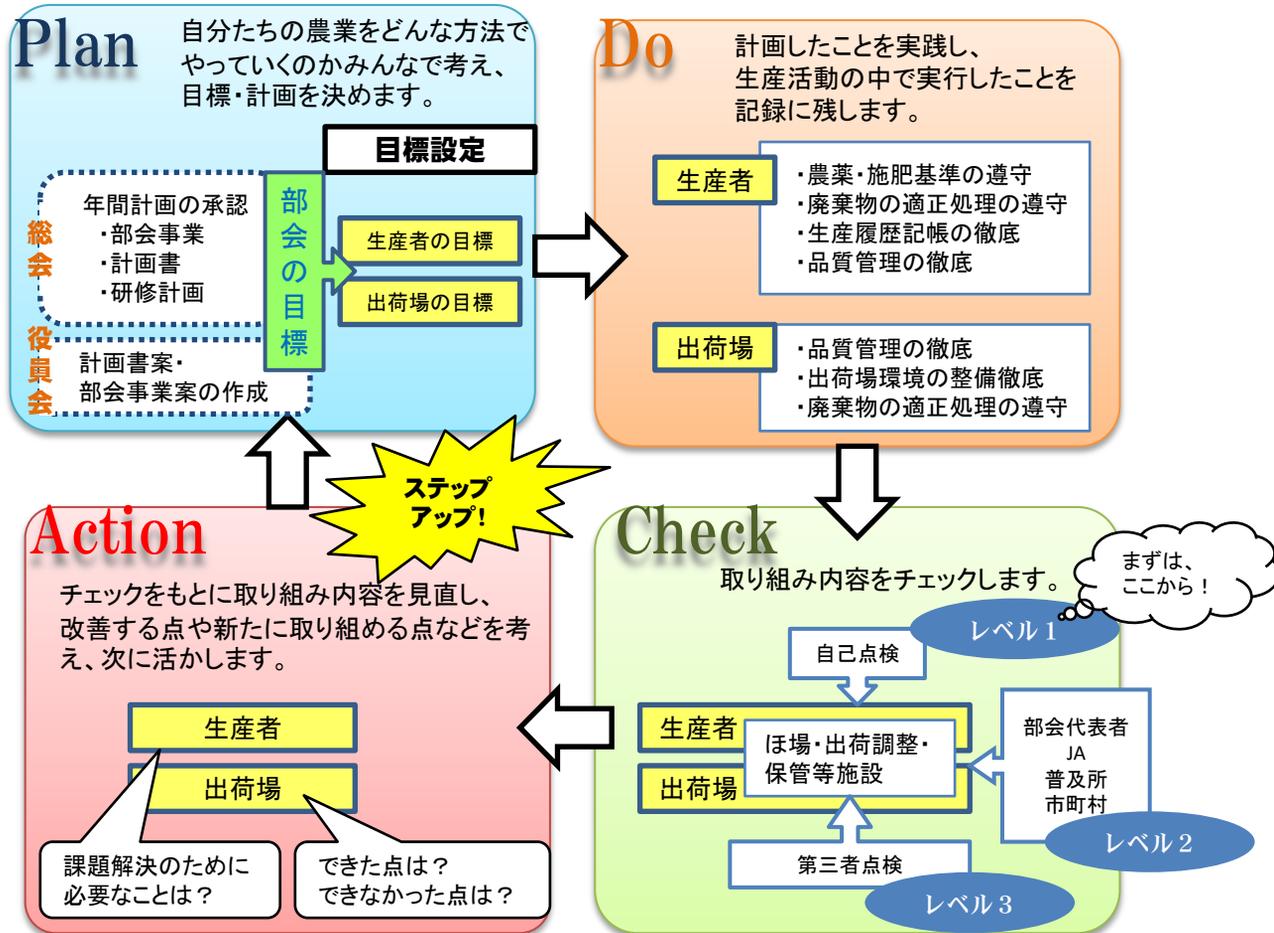
内部点検・外部点検等の役割を誰が担うかについても部会等によって異なります。適切な役割分担や配置を検討していきましょう。

検討された改善点を元に、生産工程特性要因図や管理手順、点検シートを見直します。

**見直した管理手順と点検シートを活用し、  
取り組みをレベルアップさせていきましょう！**

## ■取り組み例

## ～JA〇〇園芸部会の場合～



点検はGAPを実践する主体(産地・部会・農業者)の取り組み目標に応じて実施します

### ◆果菜類など定期的な収穫がある場合

作前: 土づくり、土壌診断の実施など

作中: 栽培(病虫害防除・施肥管理等)・出荷調整・保管(温度管理等)等項目全般  
重点的に取り組みたい事項は頻度をあげ点検してみても良いでしょう。

例: オクラの腐敗対策(6～9月に月1回程度)

栽培管理上の注意事項、収穫後の温度管理等

作後: 経営管理、研修の実施、廃棄物の適正処理など

### ◆ショウガなど収穫が作に1回の場合

作前: 土づくり、土壌診断の実施など

作中: 病虫害防除、追肥等に関する項目(作中1～2回程度)

収穫以降: 収穫時・保管中の注意事項、経営管理、研修の実施、廃棄物の適正処理など

## 1) 食品安全・品質の保持保証・産地の信頼維持を主な目的とする 取り組み

「農産物の安全性・品質を守るため」

- ほ場に有害なものを持ち込まない
- 生産物に有害なものを付着させない
- 消費者の手に届くまで品質を低下させない

有害なもの

- 生物学的: 病原性微生物等(人由来、たい肥由来等)
- 化学的: 化学物質(肥料、農薬等)
- 物理的: 異物(髪の毛、タバコの吸い殻、カッターの刃、虫等)

(1) 各工程での対策・注意事項		
工 程	各工程での対策	施設の管理
<b>栽 培</b> 農業者	<b>【栽培に使う水の管理】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■使用する水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)の確認</li> <li>■水源への動物(ペットを含む)の侵入の確認</li> <li>■地表水や地下水を使う場合、その水路やバルブ等の汚染の確認</li> <li>■汚染が確認された場合は改善策(できる範囲で)               <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染場所の清掃</li> <li>汚染源の確認、汚染物の除去</li> <li>汚れが残っている間は、野菜の可食部にかかるかん水及び薬剤の希釈に使わない。</li> </ul> </li> </ul>	<b>【ほ場又は栽培施設】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■大雨時に汚水が流れ込むのを防ぐとともに、排水に努める。</li> <li>■動物(ペットを含む)を入れない。</li> </ul> <div style="text-align: center;">  </div>

工 程	各工程での対策	施設の管理
<p style="text-align: center;"><b>栽 培</b> 農業者</p>		<p>■使わない機材・資材や野菜残さ等の廃棄物を周辺に放置しない。</p>   <p>■ほ場内に使用済の農薬の空き容器や肥料袋、タバコの吸い殻や飲食物の空き容器を放置しない。</p>
	<p>【家畜ふん堆肥の管理】</p> <p>■完熟堆肥を施用する。</p> <p>■収穫直前の場合、堆肥が直接または間接的に野菜に触れないようにする。</p>	<p>【家畜ふん堆肥の製造・保管場所】</p> <p>■家畜ふん堆肥やその原料が流出しないようにする。</p> <p>■定期的に清掃する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>収 穫 調 整</b></p> <p style="text-align: center;">農業者 出荷場 (選果場)</p>	<p>【農機具や収穫容器、資材の管理】</p> <p>■特に可食部にふれるハサミ等を洗浄し、清潔に保つ。</p> <p>■農機具の紛失に注意する。</p> <p>■コンテナ等の容器を定期的に洗浄し、清潔に保つ。</p> <p>■地面に直接触れないようシートを敷く。容器の中に敷物を敷く。</p> <p>■農具や容器は用途別に分け、分かるように区分けし、他の目的に使わない。残さや土で汚れた場合には洗浄・消毒する。</p> 	<p>【調整・出荷場】</p> <p>■整理・整頓し、定期的に掃除する</p>  <p>(掃除道具にも注意！ ホコリ等が異物として混入)</p> 

工 程	各工程での対策	施設の管理
<p style="text-align: center;"><b>栽 培</b> 農業者</p>	<p>■トラクター等農機を清潔に保つ。 ■家畜ふん堆肥や肥料等の運搬と収穫物を一緒に運搬しない。同じ運搬車等を使用する場合は、車体、特に荷台をよく洗浄する。 ■清潔な場所に保管し、土や動物に触れないようにする。</p> <p>【調整】</p> <p>■使用する道具を清潔に保つ。 ■最終洗浄には、水道水や飲用可能な水の使用が望ましい。 ■調整後は、品質が低下しないように適切な温度に保つ。 ■手洗いを励行する。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>出 荷</b> 農業者 出荷場</p>	<p>【出荷】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両を定期的に清掃し、廃棄物などの有害なものを運んでいないものを使う(使った場合は、十分に洗浄・清掃する)。</li> <li>・農産物以外のものと一緒に輸送する場合は、農産物と他の荷物が触れないようにする。</li> <li>・輸送中は、品質が低下しないように適切な温度に保つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■決められた場所で喫煙する。作業中の喫煙は厳禁!!</li> <li>■調整・出荷作業場での飲食はしない。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>全工程</b> 農業者 出荷場 (選果場)の 作業</p>	<p>【野菜を取り扱う作業者の健康及び衛生管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■作業者は健康管理に努める。</li> <li>■体調不良(下痢、おう吐、発熱、感染症の疑い)の場合は、農産物に直接ふれる作業を避ける。</li> <li>■手洗いを励行し、清潔な作業着・靴や手袋等を着用する。</li> <li>■髪の毛等の異物混入を避けるため、作業用のキャップをかぶる。</li> <li>■咳・くしゃみによる飛散を防ぐためマスクを使用する。</li> <li>■訪問者にも、服装・行動について注意事項を守ってもらう。</li> </ul>	<p>【手洗い設備・トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ほ場や各施設から必要なときに使えるように設置する。</li> <li>■汚水がほ場や各施設、水路を汚さないようにする。</li> <li>■定期的に点検し、不備があれば速やかに直す。</li> <li>■専用の履き物を使用する。</li> <li>■常に清潔に保つ。</li> </ul>

## (2) 農薬の使用

### ① 無登録農薬及び販売禁止農薬、農薬疑義資材の使用禁止(法令上の義務)

※「農薬取締法」第11条(使用の禁止)

※「高知県食の安全・安心推進条例」第18条(供給の禁止)

### ② 農薬使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)

※「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」第2条(表示事項の遵守)



#### ◆登録番号

登録番号の有無の確認。

#### ◆用途

殺虫剤、殺菌剤、除草剤などの用途を確認。

#### ◆適用表

使用基準を確認。

- ・適用のある作物
- ・希釈倍率
- ・散布量
- ・使用時期
- ・総使用回数
- ・使用回数

※商品名が異なっても有効成分が同じ場合があるので、総使用回数に注意！

#### ◆薬効・薬害の注意

作物に対する効果的な使い方や、薬害を避ける方法を確認。

#### ◆安全使用場の注意

使用時の保護具、水産動植物への影響、保管上の注意事項を確認しましょう。

### ③ 農薬散布時における周辺作物や隣接ほ場への飛散等の回避(法令上の義務)

※「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」第1条(農薬仕様者の責務)

※「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について(通知)」

### (3) 肥料・培養液の使用

- ① 生鮮野菜の生産において堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、完熟堆肥を施用するとともに、収穫直前の場合、堆肥が直接または間接的に野菜に触れないようにすること。
- ② 養液栽培の場合は、培養液が汚染されないように注意すること。



タンクの周辺は清潔に保つ

## 2) 環境保全を主な目的とする取り組み

「将来にわたって産地を維持・発展させるため」

- 土・水・空気への負荷を最小限に抑える
- 生態系に配慮する
- 資源やエネルギーを有効活用する

### (1) 農薬による環境負荷の低減対策

- ① 農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを計って散布液を調整(法令上の義務)  
※「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」第2条(表示事項の遵守)
- ② 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり



はかりと希釈表



ハウスの外



ハウスの中

③農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施



④農薬散布時における周辺住民等への影響の回避(法令上の義務)

- ※「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」第1条(農薬仕様者の責務)第6条(住宅地等における農薬の使用)
- ※「住宅地等における農薬使用について(通知)」

**(2) 肥料による環境負荷の低減対策**

①土壌診断の結果を踏まえた適正な施肥や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施

土壌診断処方箋			
〇〇 〇〇 様		作成日:平成〇〇年△月□日	◆総合所見
◆分析結果			
分析項目	分析値	所見	目標値
pH	7.2	高い	〇~〇
EC	0.5	適正	〇~〇
有効酸リン酸	120	過剰	〇~〇
CEC	20	適正	〇~〇
交換性カリ	50	過剰	〇~〇
交換性苦土	35	適正	〇~〇
交換性石灰	380	過剰	〇~〇
塩基飽和度	82	高い	〇~〇
◆施肥設計			
肥料名	施用量(kg/10a)		

処方箋(例)

**(3) 土壌管理**

- ①堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施
- ②土壌の侵食を軽減する対策の実施

## (4) 廃棄物の適正な処理・利用

① 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施及び不適切な焼却の回避(法令上の義務)

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条(事業者の責務)、第12条(事業者の処理)、第16条(投棄禁止)、第16条の2(焼却禁止)

② 産業廃棄物管理票等(マニフェスト)の交付状況の報告(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12場の3第6項(産業廃棄物管理票)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第8条の27(管理票交付者の報告書))

③ 作物残さ等の有機物のリサイクルの実施

④ 養液栽培の場合は、培養液の廃(排)液処理に必要な対策の実施



たい肥置き場

## (5) エネルギーの節減対策

① 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減

■ 多重被覆

■ やぶれ、破損箇所の点検、修繕 など

### 省エネルギー対策技術

施設の機密性向上

多重被覆

暖房機の保守管理の徹底

変温管理

施設内の空気循環

耐低温性品種の開発

### 代替エネルギーへの転換

ヒートポンプ

木質バイオマス

## (6) 特定外来生物の適正利用

① セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施(法令上の義務)

※「特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律」第5条(飼養等の許可)



許可証

### 3) 労働安全を主な目的とする取り組み

「農業者の生命を守り、担い手を確保するため」

- 作業の安全性を確保する
- 機械や資材の安全性を確保する
- 安全の担保となる管理体制を整備する

#### (1) 危険作業等の把握

- ①危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握
- ②農作業安全に係るマニュアルの作成などの体制を整備
- ③ハチ毒等の各種アレルギーの把握

#### (2) 農作業従事者の制限

- ①機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限

#### (3) 服装及び保護具の着用等

- ①安全作業を行うための服装や保護具の着用・保管



通常の防除



←刺激性や毒性が強いガスが発生する場合は、防毒マスクや防眼鏡、不浸透性の手袋を使用する

#### (4) 作業環境への対応

- ①農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施

## (5) 機械等の導入・点検・整備・管理

- ①機械、装置、器具等の安全整備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理
- ②加温設備の整備確認、使用前点検と保守管理



←機械整備・点検の実施

## (6) 機械等の利用

- ①機械、装置、器具等の適正な使用
- ②機械等のメンテナンス
- ③計測器等のメンテナンス

## (7) 農薬・燃料等の管理

- ①冷涼・乾燥した①冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管と施錠
- ②農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示
  - ボトルのキャップはきちんと閉め、封を切った袋はしっかり閉める
  - 同じ場所に農薬関連のものだけを置く
  - 粉剤・粒剤は上、液剤は下に置く
  - ボトルはストッパーの利用など、転倒対策をする
  - こぼれた場合に備え、砂・ホウキ・ちりとりを準備する
  - 空容器を入れるふた付きのバケツを備えておく
  - 事故の際の対処法と連絡先をわかるようにしておく
  - 在庫を記録する
- ③火気がなく部外者が立ち入らない場所での燃料の保管
- ④燃料のそばでの機械、工具の使用禁止

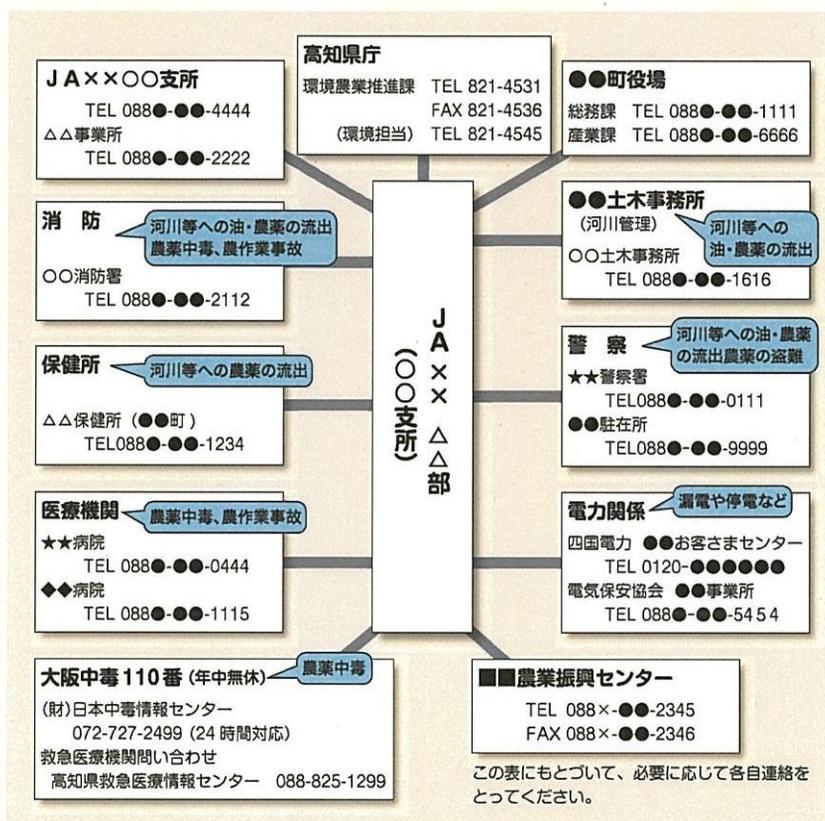


農薬の保管例

## (8) 事故への備え

①事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務)

②緊急時の連絡先の作成、事故の際の手順の確認



緊急時の連絡体系図

③緊急時対応訓練の実施(燃料の流出等)

## 4) 農業生産工程管理の全般にかかる取り組み

### (1) 技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用

- ① 農業者自らが開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用
- ② 学習会や現地検討会、シンポジウム参加等による新たな知見や情報の収集

### (2) 情報の記録・保管・開示・第三者による記録内容の確認

- ① ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存
- ② 農薬及び肥料の使用に関する内容を記録し、保存
- ③ 種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存
- ④ 農産物の収穫量及び出荷に関する記録の保存

### (3) 生産工程管理の実施

具体的な手順に基づいた生産工程管理の実施

- ① 計画に基づく生産活動を実施。取り組み内容を記録・保存。
- ② 点検シートと記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存。
- ③ 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し。
- ④ 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、または第三者(審査・認証団体)による点検のいずれか客観的な点検の仕組みを活用

### (4) 記録の保存期間

それぞれの項目に関する記録について、具体的な期間を設定して保存

### (5) 経営管理

- ① 種苗や肥料、各種資材の購入伝票、売上傳票の保管。
- ② 廃棄物処理経費の把握(廃棄物の削減に向けた取り組み)。
- ③ 雇用にかかる経費や委託等各種手数料等の把握及び損益分岐点の把握
- ④ 毎年、経営収支や経営改善に関する目標を設定し、その達成状況を確認。